

## くずはの家における除草作業中の物損事故について

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 環境産業部環境共生課

**1 事案の概要**

令和 6 年 9 月 1 0 日（火）午前 9 時 3 0 分頃、くずはの広場業務員（会計年度任用職員）が刈払機を使用して駐車場の草刈りを行っていた。作業中は特に変化はなく気が付かなかったが、午前 1 0 時 1 0 分頃にくずはの広場指導員（会計年度任用職員）が作業現場の反対側に停めていた自家用車に乗ろうと運転席に乗車し、扉を閉めたところ、振動でリアガラスが粉々に割れたもの。

**2 原因**

草刈りによる飛び石でリアガラスにひびが入り、運転席の扉を閉めた際の振動によってリアガラス全体が割れてしまったと保険会社が認めたため、周囲の安全対策不履行による事故と判断した。

**3 損害賠償額**

1 5 3, 0 6 0 円

**4 再発防止策**

刈払機取扱作業安全衛生教育におけるテキスト等を再度確認するとともに、次の消費者庁のホームページで注意喚起されている内容及び令和 6 年 1 1 月 1 1 日付け人事課長からの通知を徹底する。

特に飛び石対策については、場所に応じて複数人いる場合はブルーシートを広げる、飛び石防止ネット使用するなどの対策を行い、事故防止を図る。

- (1) ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をする。
- (2) 作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、半径 1 5 メートル以内に人がいないか確認して作業をする。
- (3) 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意する。
- (4) 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う。

- (5) 作業者の家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識する。